

ニュースレター

2019年 1月

For further information, please
contact:

Brian Chia
Partner
+603 2298 7999
Brian.Chia@WongPartners.com

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
KherkYing.Chew@WongPartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
Eddie.Chuah@WongPartners.com

Adrian Wong
Senior Associate
+603 2298 7952
Adrian.Wong@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは、井上洋子まで:
Yoko Inoue
+65 6434-2605
Yoko.Inoue@bakermckenzie.com

腐敗防止に対する会社責任についての最新情報

2018年 10月 発行のニュースレターでお伝えした通り、2018年マレーシアの腐敗防止委員会(改正)法案は可決されました。これにより、現行の2009年マレーシア腐敗防止法(MACCA)は改正されました。主な改正点の一つは、2009 MACCA に追加された、腐敗防止に対して商業組織に新たな会社責任を科す S.17A です。

いつ実施されるのか？

マハティール首相は近日、2020年上旬または遅くとも2020年6月1日迄には会社責任に関する総則の実施が期待されると発表しました。よって、マレーシアにおける全ての商業組織は、腐敗行為に対する会社責任の新制度の遵守のため、約一年の期間を有することになります。

S.17A の違反とは？

S.17A は、関係者が商業組織のために、業務または事業上の便宜を取得または維持することを目的として賄賂を提供した場合に、当該商業組織に刑事責任を科します。

その範囲は？

「商業組織の関係者」とは、取締役や被雇用者を含み、更に第三者であるサービスプロバイダーも含まれる可能性があります。

一方、「商業組織」とは、一般に(i)マレーシアで設立された、または(ii)マレーシアで事業を営む、または、事業の一部を営むいかなる会社あるいは、パートナーシップを意味します。

誰が責任を負うのか？

S.17A の違反について、商業組織は、厳しい刑事責任に直面します。つまり、商業組織は、実際に関係者の腐敗行為についての認識があるか否かに関わらず、その責任を負うこととなります。

さらに、取締役または管理職を含む商業組織の上級職員は、他に証明されない限り、同処罰の推定有罪となります。従いまして、上級管理職の個人も同項において個人的責任に直面することとなります。

処罰とは？

有罪判決の場合、S.17A は、(i)賄賂額の10倍以上または100万マレーシアリングのいずれか高額な方の金額による罰金、(ii)20年以内の禁固刑または(iii)罰金と禁固刑の組み合わせの厳しい処罰を科します。

参考まで、米国海外腐敗行為防止法では、腐敗防止への会社責任に対してグローバル罰金として、35億米ドルもの罰金を科しました。ただし、会社の支払い能力により減額されました。英国でも同様に、腐敗に関連して約5億ポンドの罰金が科されています。



防御の可能性は？

S.17A の違反に対して利用可能な唯一の防御は、商業組織が、商業組織と関わる者の腐敗行為を防止する為に適切な手続きを導入していたことを証明することです。

首相府は、最近新制度への準備として、商業組織が取るべき適切な手続きの指針を与えるべく、[ガイドライン](#)を発行しました。

適切な手続きのガイドライン

簡潔に、ガイドラインは 5 つの主要原則から成ります：

1. **経営者のコミットメント** — 取締役、パートナーまたは組織管理に関わる者は、組織が適切な腐敗防止法や規則を確実に遵守するよう、直接関与すべきである。
2. **リスク評価** — リスク評価は、腐敗のリスクを確認すべく、定期的実施されるべきであり、これらの評価結果は、書類化し、定期的な検討すべきである。
3. **管理措置の実施** — 適切な危機管理措置として、デューデリジェンスや厳格な財務管理を含む、腐敗リスクとして挙げられるものを確認する。
4. **体系的見直し(システムティックレビュー)、モニターと執行** — 組織の腐敗防止方針の有効性、効率性は定期的な検討、評価されるべきである。
5. **訓練とコミュニケーション** — 組織の腐敗防止方針は、社内外に周知されるだけでなく、組織のメンバーや外部の利害関係者向けにも定期的に提供されるべきである。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

結論

今現在、商業組織が新たな会社責任制度に向けた方針を検討し、早急な遵守対策を講じることは、大変重要です。特に、遵守の時間枠が短いこと、上級職員の個人責任のリスク及びその厳しい処罰を考慮すると、早急な対策を講じることが尚更重要となります。

